

食品安全委員会（第600回会合）議事概要

日 時:平成28年3月29日(火) 14:00~15:45
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:佐藤委員長ほか6名出席
傍聴者:報道1名、行政機関6名、一般4名

議事概要

- (1) 平成28年度食品健康影響評価依頼予定物質について（食品中の暫定基準を設定した農薬等）
（厚生労働省からの報告）

→厚生労働省から報告。

厚生労働省に対し、食品健康影響評価に必要な準備を整え、計画どおり評価依頼を行うよう要請。

- (2) 平成28年度食品健康影響評価依頼予定物質について（飼料中の暫定基準を設定した農薬）
（農林水産省からの報告）

→農林水産省から報告。

農林水産省に対し、食品健康影響評価に必要な準備を整え、計画どおり評価依頼を行うよう要請。

- (3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 7品目（[7]はポジティブリスト制度関連）

- | | |
|--------------|---------------|
| [1] トリホリン | [2] ピラクロストロビン |
| [3] ファモキサドン | [4] フェンキノトリオン |
| [5] フェンピラザミン | [6] メタミホップ |
| [7] バリダマイシン | |

→厚生労働省及び担当委員の吉田委員から説明。

本件については、農薬専門調査会において審議することとなった。

動物用医薬品 1品目

トリプトレリン酢酸塩

（厚生労働省からの説明）

→厚生労働省から説明。

本件については、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

(4) 平成27年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件について

→事務局から説明。

「アレルギー物質を含む食品」が平成27年度の「自ら評価」案件として決定された。

(5) 平成28年度食品安全委員会運営計画について

→事務局から説明。

本件については、原案のとおり決定された。

(6) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「PLA-54株を利用して生産されたホスホリパーゼA2」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(7) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「クレトジム」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「一日摂取許容量（ADI）を0.01 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARFD）を1 mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等「ASP595-1株を利用して生産されたフィターゼ」に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「RN-No. 2株を利用して生産された5'-イノシン酸二ナトリウム」に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「p-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHT0H2系統（食品・飼料）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「ASP595-1株を利用して生産されたフィターゼについては、『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に基づき評価した結果、改めて『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添

加物の安全性評価基準』に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。」

「RN-No. 2株を利用して生産された5'-イノシン酸二ナトリウムについては、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』に基づき、安全性が確認されたと判断した。」

「p-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHT0H2系統（食品）については、『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

「p-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHT0H2系統（飼料）については、『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に基づき評価した結果、改めて『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

・飼料添加物「*Schizosaccharomyces pombe* ASP595-1株が生産する6-フィターゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

(8) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について
(第20回：平成26年9月末時点)

→事務局から説明。

(9) 平成28年度食品安全モニターの依頼について

→事務局から説明。

事務局において、平成28年度食品安全モニターの依頼手続を進めることとなった。

(10) 食品安全関係情報（2月20日～3月4日収集分）について

→事務局から報告。

欧州食品安全機関（EFSA）が公表した、新興リスクに係る利害関係者協議会の活動に関する2015年の報告書について報告。

(11) ワーキンググループの設置について

→事務局より説明。

ワーキンググループの設置について、了承された。